

令和3年度 第4回福島地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 日時 令和3年8月5日(木) 13:30~17:00
- 2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室
- 3 出席者 公益委員 5名
労働者側委員 5名
使用者側委員 5名
- 4 議題
 - (1) 専門部会の審議結果報告について
 - (2) 改正に係る金額審議について
 - (3) 改正に関する答申について
 - (4) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 8月3日に開催された第4回福島県最低賃金専門部会において労働者側と使用者側の意見が一致せず、公益委員見解として時間額800円を28円引き上げ時間額828円とする案が示され、採決が行われた結果、賛成5名で採決されたことについて会長あての報告がなされた。

議題(2)について

- ・ 専門部会報告書の内容で答申することについて採決が行われることになり、採決した結果、賛成9名で採択された。

議題(3)について

- ・ 専門部会報告書のとおり、時間額800円を28円引き上げ時間額828円で局長あて答申がなされた。なお、発効日は法定発効の令和3年10月1日とされた。

議事(4)について

- ・ 特定最低賃金5業種について、個別に必要性を審議した結果、5業種全て全会一致により必要性有りとの答申がなされた。
- ・ 特定最低賃金5業種について金額改正を諮問した。
- ・ 最低賃金法第25条2項の専門部会の設置が決定された。
- ・ 最賃法第25条6項の参考人聴取は実施しないことが確認された。
- ・ 審議会令6条5項の適用は全会一致のみ適用することとされた。